

関係法令・条例等

○環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○水質汚濁防止法

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号)

(定義)

第二条

- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
  - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(排水基準)

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、環境省令で定める。

- 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。
- 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

○水質汚濁防止法施行令

(昭和四十六年六月十七日政令第八十八号)

(カドミウム等の物質)

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二～二十八 (略)

(水素イオン濃度等の項目)

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一～六 (略)
- 七 亜鉛含有量
- 八～十二 (略)

(排水基準に関する条例の基準)

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

(法第二十一条第二項の政令で定める基準)

第七条 法第二十一条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この条において「審議会等」という。）が法第二十一条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員（次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。）を含むことができること。
- 二 審議会等に法第二十一条第一項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。

○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

(昭和五十年三月十七日福島県条例第十八号) ※現行

(水質汚濁防止法に基づく排水基準)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項及び第四項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第二のとおり定める。

別表第2

1 (略)

2 その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準(※カドミウム及びその化合物のみ抜粋)

有害物質の種類	施設の種類の種類	許容限度											
		A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
カドミウム及びその化合物 〔単位 カドミウムの量に関して、1リットルにつきミリグラム〕	水質令別表第1に掲げるその他の施設(金属鉱業に限る。)			0.05 (日橋川に係るものに限る。)					0.05				

備考

1 (略)

2 この表において、AからFまでの水域は、それぞれ次の水域とする。

A水域 阿武隈川及びこれに流入する公共用水域(猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。)

B水域 阿賀野川及びこれに流入する公共用水域(C水域を除く。)

C水域 猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域

D水域 いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

E水域 相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

F水域 久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域

3～5 (略)

3 項目に係る排水基準(※亜鉛含有量のみ抜粋)

項目	施設の種類の種類	許容限度											
		A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域	
		日間平均	最大										
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミ)	非鉄金属製造業に係る施設(水質令別表第1の第62号に掲げるも)						—		1				



	(下水道法 (昭和33 年法律第7 9号)第1 2条の2第 1項に規定 する特定事 業場をい う。)から排 出される水 を受け入れ ているもの であつて、 一定の条件 に該当する ものに限 る。)に係る 施設	る1日当た りの平均的 な排出水の 量(以下 「1日平均 排出水量」 という。) が10立方 メートル以 上30立方 メートル未 満のもの																		
		1日平均排 出水量が 30立方メ ートル以上 のもの	4		4 (日 橋川 に係 るも のは 2)	4		4		2		4								

備考 (略)

# 水域区分概略図

